

第3章

歴史的風致の維持及び向上に関する方針



1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保全・活用に関する課題

- ①文化財建造物及び市登録・指定歴史的建造物について、一定程度の保全活用が図られているが、老朽化や損傷などにより建造物所有者の負担が増大しており、資金不足が生じるなど、歴史的建造物の維持保全及び継承が困難になってきている。また、未指定の歴史的建造物については、調査・研究が不十分であり、その価値が広く共有されていないため、保存や活用、適切な維持管理が行われず、老朽化や滅失が進行している。
- ②市内の歴史的建造物には、建築後100年を超えるものも多く、レンガ、石、コンクリートといった材料を用いた建造物については、伝統的な木造建築と違い、修理技術が十分に確立されていない状況がある。
- ③歴史的建造物のもつ価値や魅力に関する理解の不足や維持保全の難しさから一部の建造物所有者において、歴史的建造物の保全に対する意識が薄れている様子がみられる。
- ④歴史的建造物の保全・活用を検討する際には、建造物に関する情報収集のほか、法令などに対する確認や協議が必要となることから、所有者等への情報提供や相談体制の充実が望まれる。
- ⑤来訪者の訪問エリアは、歴史的建造物が多く存する小樽運河周辺地区を中心に偏る傾向がみられるほか、全体として滞在時間の短さもみられる。歴史的建造物は重要な観光資源の一つであり、それらを活用した観光へのさらなる波及効果が求められる。

(2) 歴史的なまちなみ・景観に関する課題

- ①歴史的なまちなみを形成している歴史的建造物の解体に加え、滅失や現代的な改修により、まちなみの連続性が失われるおそれがある。
- ②歴史的なまちなみの価値に対する理解や認識が不足することにより、歴史的景観への配慮に欠ける建築物や屋外広告物が増加するおそれがある。
- ③歴史的建造物周辺の環境整備が不足することにより、まちなみとしての一体感や観光都市としての魅力が失われるおそれがある。
- ④開発などの進展によるまちなみの変化によって地域の風情が失われ、建造物やまちなみとの関連性の深い伝統的な活動にも変化が生じるおそれがある。
- ⑤歴史的建造物が織りなす歴史的なまちなみ、小樽らしい景観の魅力や統一感が低下することにより、来訪者の周遊・滞在の促進や地域のにぎわい創出が損われるおそれがある。

（３）歴史や伝統を反映した人々の活動の継承と活性化に関する課題

- ①少子高齢化等による人口減少や地域コミュニティの希薄化といった社会環境の変化により、伝統的な活動に関する後継者の育成や継承が困難になっている。
- ②伝統行事や民俗芸能に触れる機会が多くないことから、伝統的な活動に対する市民の認識や理解が不足している。
- ③伝統行事や民俗芸能に欠かせない衣装や用具などの維持管理が継承者にとって負担となっている。
- ④複数の民間活動団体が活動しているが、それぞれ活動を行っている状況であり、連携や情報共有が不足している。

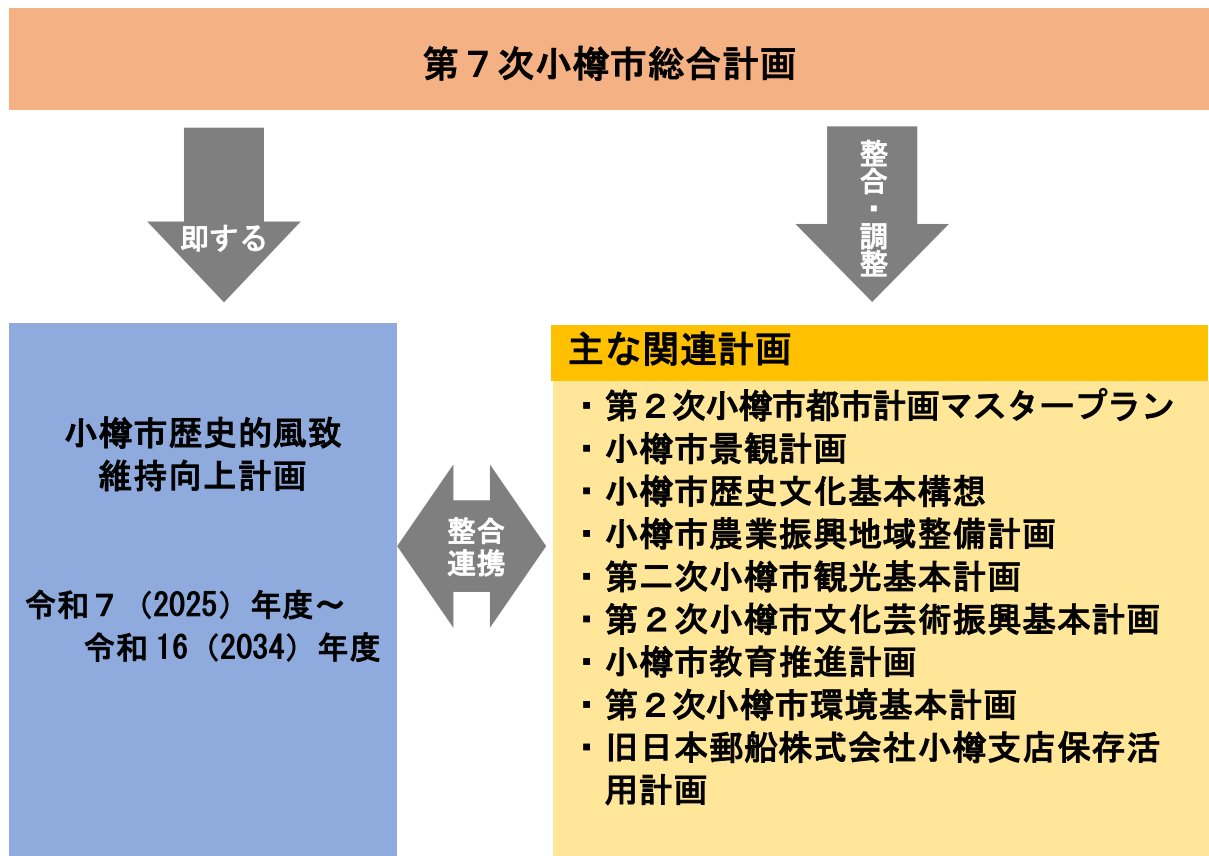
（４）歴史文化資源に係る資料の整理及び情報発信に関する課題

- ①歴史文化資源に係る資料の整理、市民等に対して情報発信は着実に成果が出ているが、まちづくりに活用できていない状況がある。
- ②歴史文化資源をわかりやすく伝える工夫とそれらを効果的に伝える情報発信が不足している。
- ③歴史的建造物や伝統的な活動が単体で認識されている状況はあるが、歴史的風致としての情報発信や周知啓発が不足している。
- ④外国人観光客に対して、歴史文化遺産への円滑な誘導並びにわかりやすい観光案内が不足している。

2. 既存計画（上位・関連計画）

本計画は、「第7次小樽市総合計画」が示す市の将来像と方向性を踏まえ、関連する市の他分野の計画などとの整合性を図りつつ、今後の市内の歴史的風致の形成に関する指針及び具体的な施策を定めるものとする。

本市における歴史的風致の維持向上にあたっては、文化財をはじめとする歴史文化の保存・活用に関する計画とともに、都市計画、地方創生、観光振興、景観形成などに関連する施策との連携が重要であることから、これら関連計画とも整合した計画とする。

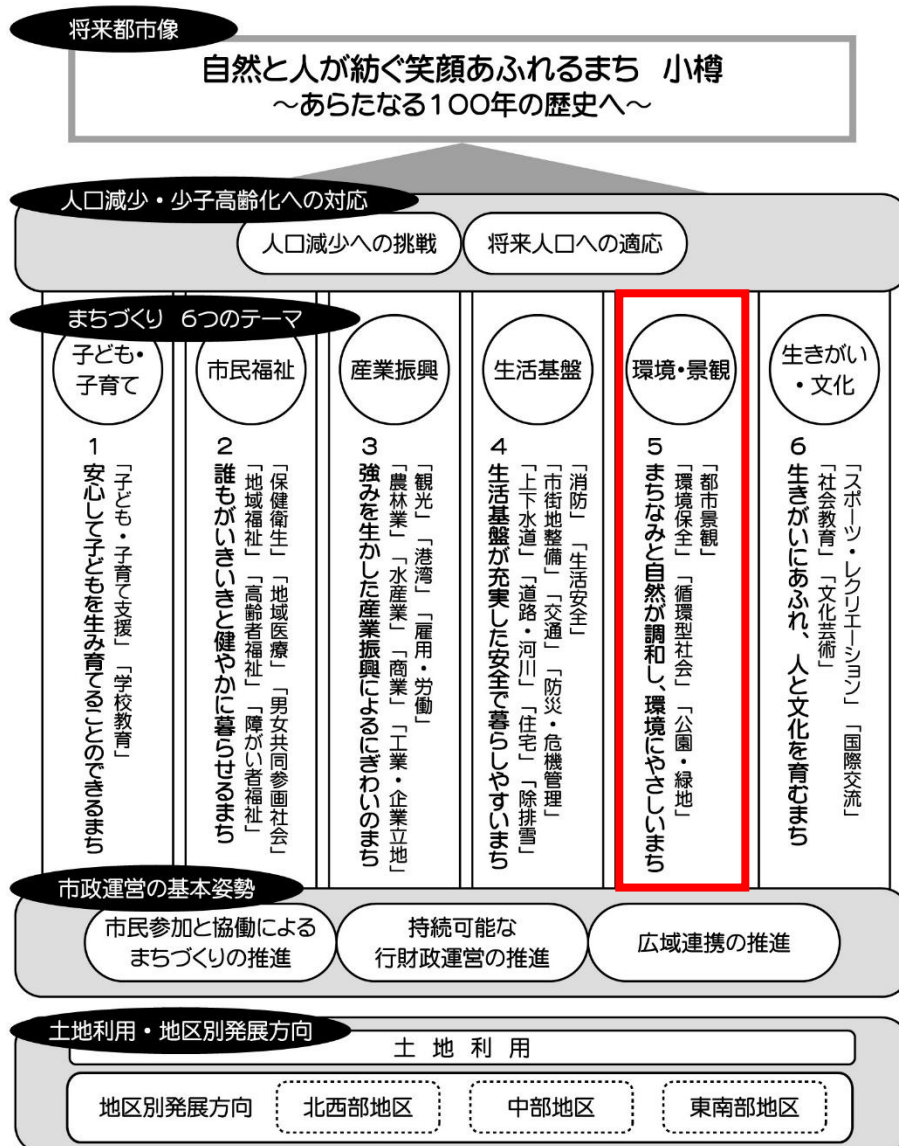


上位・関連計画との関連図

（１）第7次小樽市総合計画

本市では、市民・議会・市がまちづくりの方向性を共有し、効果的・効率的な市政運営を行うための将来的な展望に立った総合的な指針として、第7次小樽市総合計画を策定している。計画の構成は基本構想と基本計画からなり、このうち基本構想は総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本的な構想をいい、本市が目指す将来都市像を示し、それを実現するための基本的方向を明らかにするものである。また、基本計画は基本構想を実現するための市制全般にわたる施策の基本的な方針を体系的に示すものである。計画期間は、令和元年度（2019）から令和10年度（2028）までの10年間としている。

計画では将来都市像を「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽～あらたなる100年の歴史へ～」と定め、人口減少・少子高齢化への対応やまちづくりの六つのテーマなどを計画の体系として整理し、まちづくりを進めている。



（２）第２次小樽市都市計画マスタープラン

第２次小樽市都市計画マスタープランは、都市計画が担う役割や意義をより明確にするとともに、「第７次小樽市総合計画」で掲げた将来都市像の「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち小樽」を実現するため、都市に関わる土地利用の方針や都市施設の整備方針などについて策定することを目的としている。計画期間は、令和２年度（2020）から令和 21 年度（2039）までとし、四つの基本目標を定めている。



●活力と魅力あふれるまちづくり

交流人口がもたらす経済効果でまちの活力を高めるため、多彩な地域資源を効果的に活用して何度も訪れたいと思える魅力的なまちを目指します。

また、広域交通ネットワークの形成に努めるほか、地域地区等の土地利用計画制度の活用により産業を誘導するなど、産業振興により働く場の確保を図り、移住・定住を促進します。

にぎわいのある中心市街地の形成やそれぞれの地域の個性を生かした拠点の形成を図るとともに、拠点間を交通ネットワークで結ぶなど、活力を生み出すまちづくりを目指します。

- 魅力を高め交流するまちづくり
- 広域交通ネットワークの形成
- 個性を生かした拠点の形成と連携
- 活力のにぎわいづくり

●安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

快適で利便性が高く、自然災害に強い生活基盤を充実することにより、高齢者や子どもに配慮した、全ての人にとって、安全・安心で暮らしやすく、住んでみたい・住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

- 移住・定住の促進に向けた快適な住環境づくり
- 全ての人にとって安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
- 人にやさしいまちづくり

●自然を大切に、歴史・文化を育むまちづくり

豊かな自然環境や小樽の歴史、文化が息づく歴史的な街並みなどの資源を本市固有の財産として守り育て、魅力度の向上に資するまちづくりを目指します。

- 自然環境と調和したまちづくり
- 景観資源を守り育てるまちづくり

●持続可能で効率的なまちづくり

人口減少や少子高齢化などの社会動向に対応し、安全・安心で快適な都市生活を持続可能とする効率的なまちづくりを目指します。

- 効率的なまちづくり
- 地域公共交通網の形成

◆まちの骨格◆

本市の都市構造（都市環境の形成、広域交通ネットワーク、エリアと連携軸）の形成について、基本的な考え方を整理します。

◆都市環境の形成

市域を構成する環境特性を明確にするため、都市環境を「海岸」「森林」「田園」「市街地」「水資源」の5つに区分し、整備、開発及び保全に関する方針を明らかにします。

- 海岸環境区域**
 - ・自然環境の維持・保全
- 森林環境区域**
 - ・自然環境の維持・保全
- 田園環境区域**
 - ・生産環境の維持・保全
- 市街地環境区域**
 - ・生活環境の整備・開発
- 水資源環境区域**
 - ・水資源環境の保全

◆広域交通ネットワークの形成

主要道路網、鉄道、港湾による地域間や都市間を連絡する広域交通ネットワークを設定し、広域的なつながりを明確にします。

◆エリア

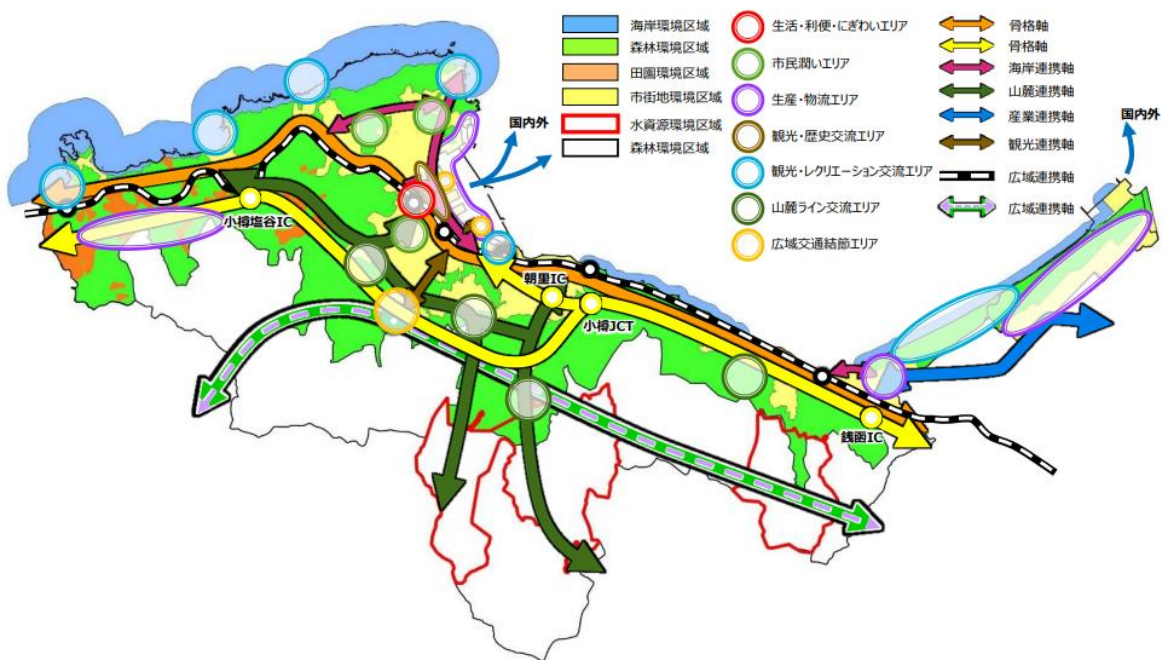
様々な交流や生産活動の場である主要な地区をエリアと位置付け、エリア間を連携するネットワークづくりを進めます。

- 生活・利便・にぎわいエリア**
 - ・商業の振興やまちなか居住を促進
- 市民潤いエリア**
 - ・施設の充実を図り、潤いのある空間の維持
- 生産・物流エリア**
 - ・既存工業機能の集積や新たな産業の立地に対応
 - ・生産活動を支える機能の適切な維持
- 観光・歴史交流エリア**
 - ・中心市街地との回遊性の向上
- 観光・レクリエーション交流エリア**
 - ・中心市街地との連携
 - ・魅力ある観光・海洋レクリエーションのエリアとして活用
 - ・自然環境に配慮し、親水エリアとして活用
- 山麓ライン交流エリア**
 - ・特色のある観光・レクリエーションの場として活用
 - ・自然環境に配慮し、観光・レクリエーションの場として活用
- 広域交通結節エリア**
 - ・小樽観光や後志圏への玄関口としての役割

◆連携軸

「生活」「生産」「交流」のエリアを連絡するネットワークを設定し、まちづくりの軸を明確にします。

- 骨格軸**
 - ・広域的なネットワークを形成する軸
 - ・多様な都市活動を支え、地域の活力を高める軸
- 海岸連携軸**
 - ・産業や交流の連携を担う軸
- 山麓連携軸**
 - ・産業や流通に寄与する広域的な交通を担う軸
- 産業連携軸**
 - ・港湾機能と生産・流通機能の連携を担う軸
- 生活軸**
 - ・市道を主体とした日常生活を支える軸
- 観光連携軸**
 - ・観光振興に資する円滑な移動を支える軸
- 広域連携軸**
 - ・交流の促進や経済活動の活性化に寄与する広域的な交通を担う軸



（３）小樽市景観計画

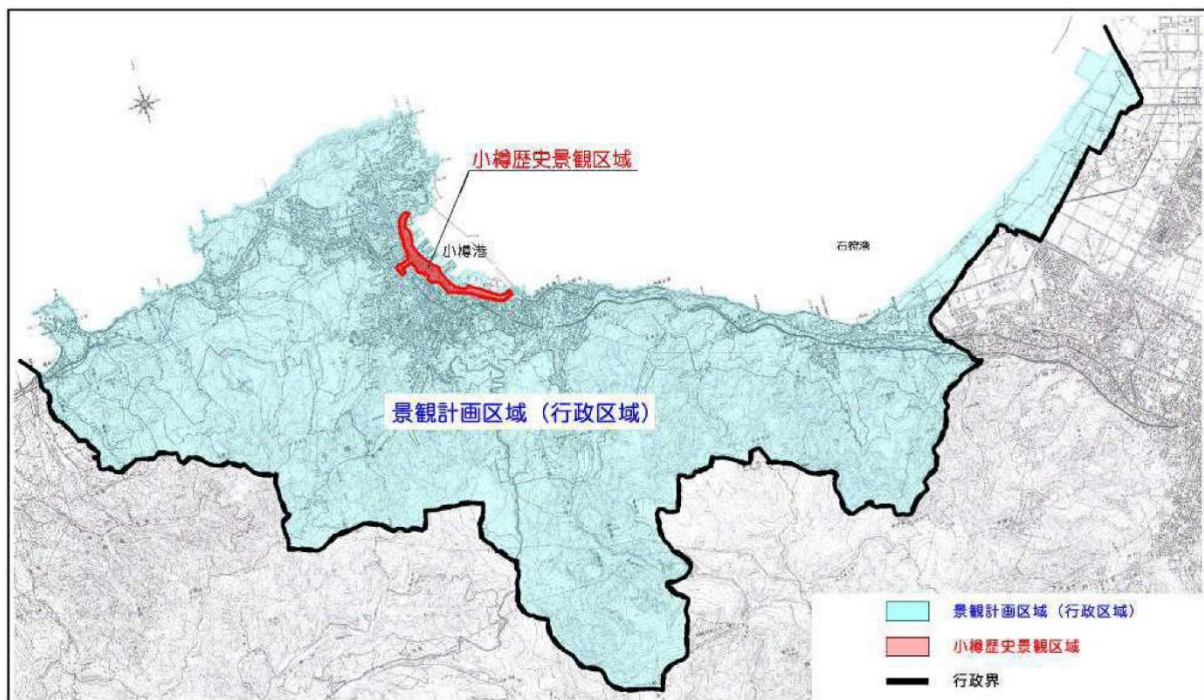
本市は、昭和 58 年（1983）に運河地区などにある歴史的建造物やその周辺の街並みの保全などを目的とし、北海道で初めての景観条例となる「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」を制定した。その後、平成 4 年（1992）には、歴史的景観に加え、本市の特性である自然景観・眺望景観の保全とともに、新築建物等の景観誘導や緑化の推進などを盛り込んだ「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を制定し、さらに平成 18 年（2006）には、景観法に基づく景観行政団体となり、市民や事業者とともに実効性の高い景観の保全・創出を図っていくため、景観行政の指針である「景観計画」を平成 21 年（2009）に策定している。

小樽市景観計画では、三つの基本目標を定め、これまでの景観行政の取組を継承するとともに、さらに小樽らしい都市景観の形成を図っていくため、景観計画区域を本市の行政区域である「市域全域」としている。また、景観計画区域のうち、歴史、文化等からみて小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を「小樽歴史景観区域」として指定している。

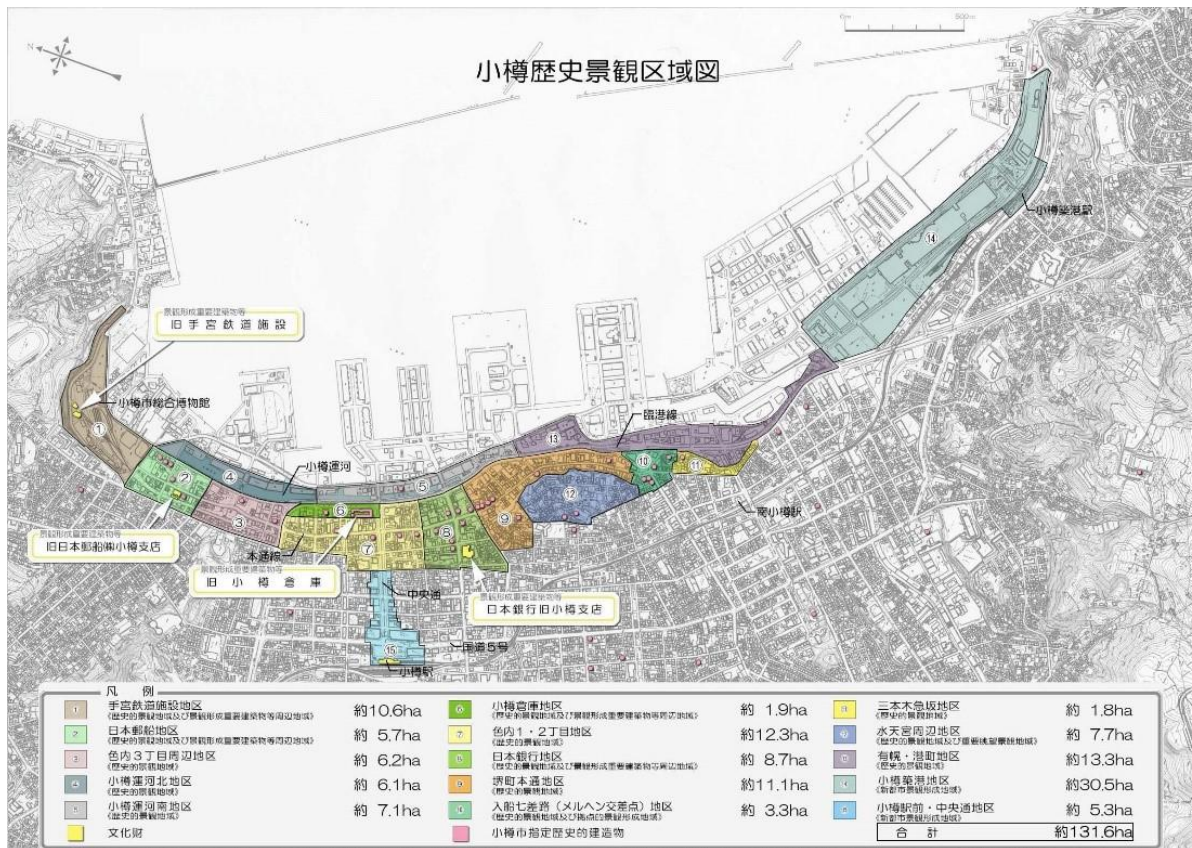
●景観形成の基本目標

- ・ 自然景観の保全を図り、自然と街並みの調和がとれたまちづくりを進めます。
- ・ 歴史景観の保全を図り、歴史と文化の香り高いまちづくりを進めます。
- ・ 小樽らしい都市景観の創出を図り、潤いと活力に満ちたまちづくりを進めます。

●景観計画区域



●小樽歴史景観区域



計画では、良好な景観の形成に関する方針として、市域全域における四つの基本方針と小樽歴史景観区域における三つの基本方針を定めている。

●市域全域における基本方針

- ・小樽固有の自然・歴史・文化の継承と創造
- ・景観形成の核となるシンボル空間の創造
- ・地区の特性を生かした個性的で調和のとれた街並み景観の創造
- ・四季折々の変化や時の移り変わりを大切にした都市景観の創造

●小樽歴史景観区域における基本方針

- ・歴史的建造物周辺などの景観拠点の保全や新たな拠点の創出に努めるとともに、これらを結びつけることにより、小樽らしい歴史景観区域の形成に努めます。
- ・景観拠点から市街地にのびる主要な道路沿いの景観（沿道景観）や主要な交差点などで見られる景観（街角景観）など、それぞれの特性に応じた街並み景観の形成に努めます。
- ・小樽歴史景観区域の景観効果を周辺地区へ波及させ、各地区の特性に応じた都市景観の形成に努めます。

（４）小樽市歴史文化基本構想

小樽市歴史文化基本構想は、本市の多様な文化遺産を基盤としたまちづくりや人材育成に重要な役割を果たし、市民とともに「小樽文化遺産」の保存活用に取り組むための「文化財保護の長期的マスタープラン」として、平成31年（2019）に策定している。

構想では、関連文化遺産群として八つのテーマの設定や小樽文化遺産の保存管理の指針を定めている。

1. 近世以前の自然・地形を生かした暮らしの文化遺産群
2. ニシンとともにやってきた文化遺産群
3. 北海道の玄関として開かれた港と鉄道の文化遺産群
4. 北日本随一の経済都市の面影を伝える文化遺産群
5. 歴史を伝える画像資料群
6. 小樽の風土を象徴する自然遺産群
7. 水と産業の文化遺産群
8. 民の力・協働と互助の文化を示す文化遺産群

歴史文化構想で設定した関連文化遺産群のテーマ

本構想の基本理念

小樽の多様で特色のある歴史と人々の生活の中にある文化遺産を

みいだ
見出し、守り、伝え、そして使う

保存管理するための方針

みいだ 見出し

小樽文化遺産の多様な価値を見出す（調査・研究）



地域の伝統をたずねる
ワークショップ

守り

小樽文化遺産の特性に沿った保存と活用を図る（小樽文化遺産の保存と管理、周辺環境の保全）



定期的に運河清掃を行う
ボランティア

伝え

小樽文化遺産を支える人々の輪を広げる（情報の発信と次世代の人材育成）



市内小中学校での
文化財公開

活用するための方針

使う

「小樽文化遺産」を活かした魅力あるまちづくりを推進していくよう、各方面に働きかけていくこと



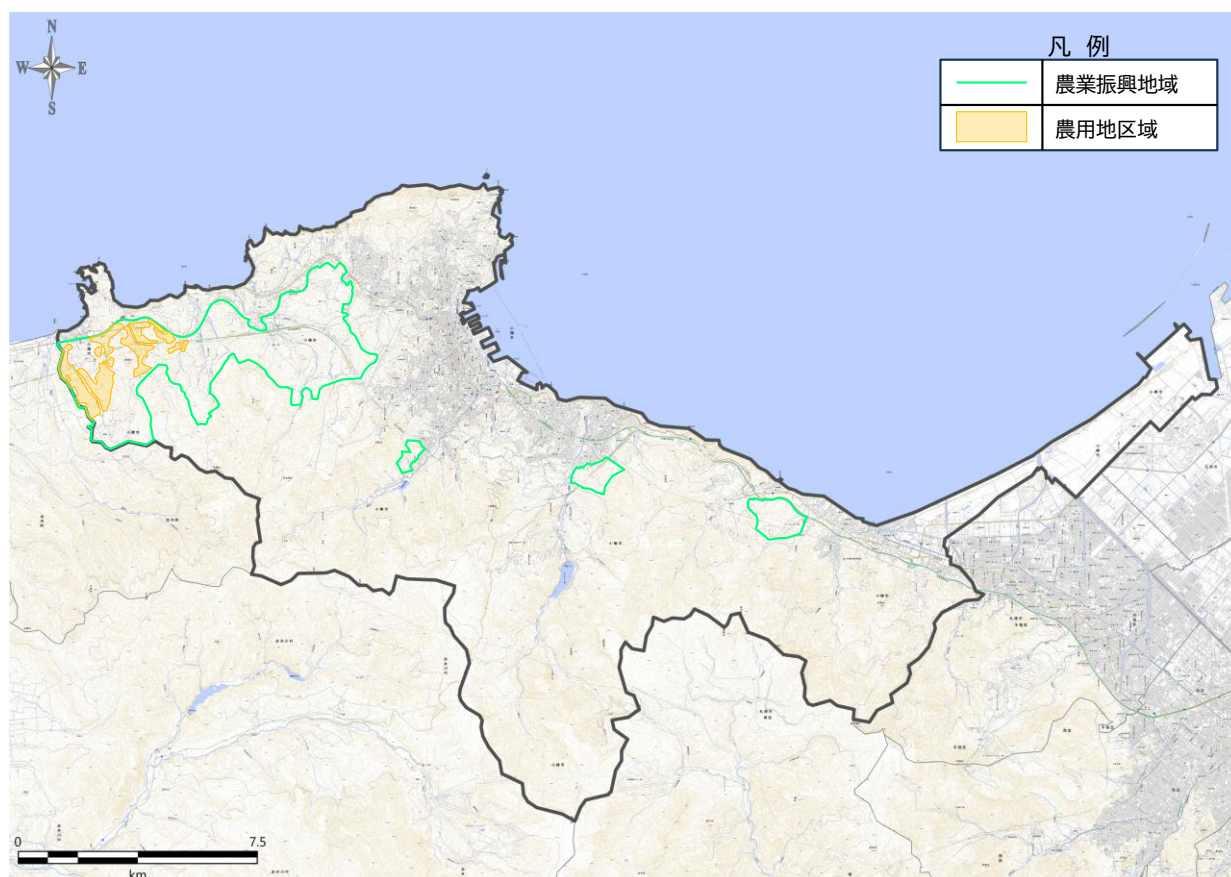
文化遺産フォーラム

小樽文化遺産の保存管理と活用のための基本方針

（５）小樽市農業振興地域整備計画

本市の農業振興地域は、昭和 48 年度（1973）に地域指定されている。同年に小樽市農業振興地域整備計画を策定し、その後、平成 7 年度（1995）及び平成 16 年度（2004）に見直しを行っている。

計画では、本市の農地に傾斜地が多く、面積的にもまとまった土地が少ないことから、大規模な農業経営は難しく、地理的条件を活用した多品目、小規模な農業経営が主体となっている。また、農業者の高齢化、後継者不足など厳しい状況下において、今後は忍路、蘭島方面を主体として、消費者ニーズに的確に対応し得る野菜、果樹、花卉^{かき}の生産を主体的に推進するとともに、小面積で高収益が得られる施設栽培を振興し、都市近郊型農業として持続的発展を確立していくこととしている。



小樽市土地利用計画図

（６）第二次小樽市観光基本計画

第二次観光基本計画は、国内や小樽の観光の動向、課題認識、目指すべき姿と主要施策などのほか、主要施策に対して講じる主な取組を位置付けることにより、観光施策を総合的かつ体系的に取りまとめ、今後、官民が一体となった観光振興の推進体制を確立することを目的としている。

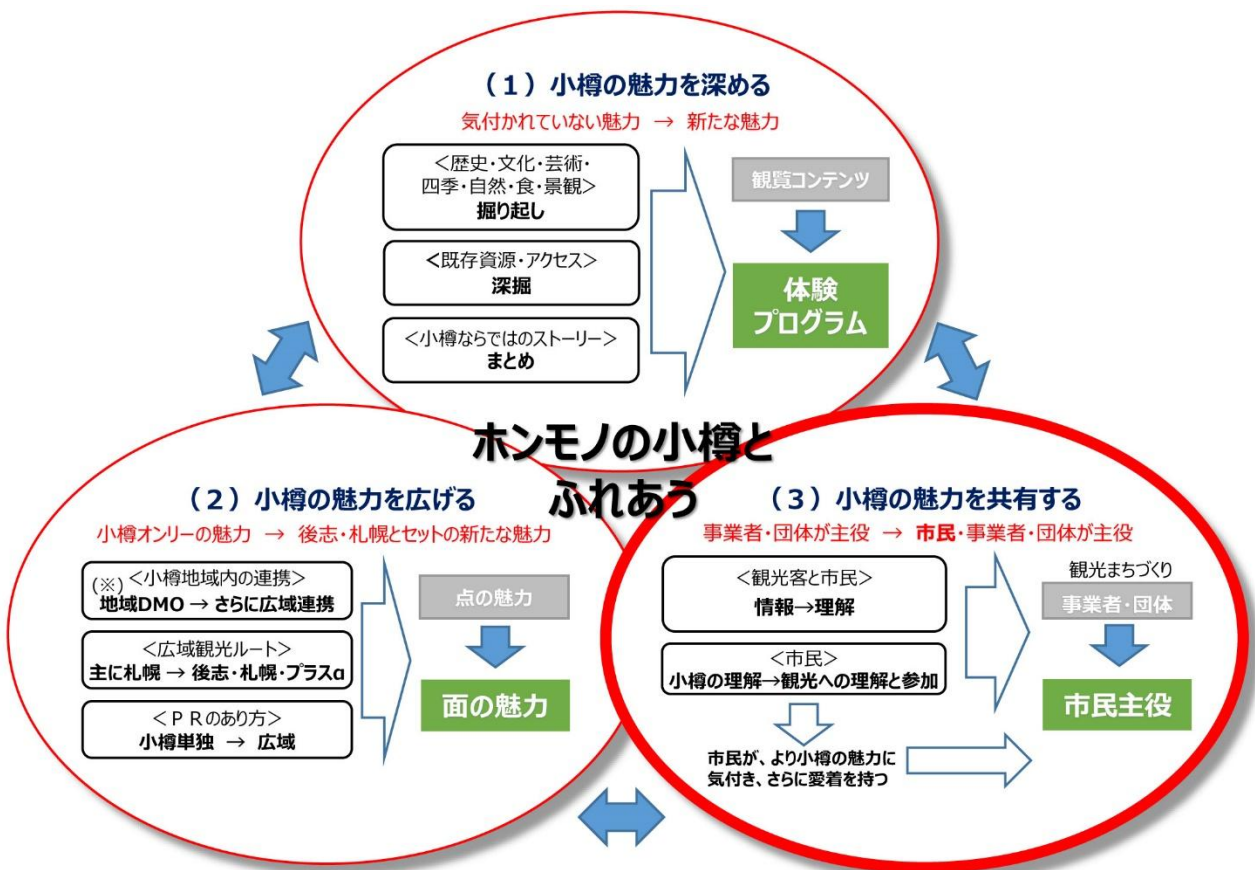
計画期間を平成 29 年度（2017）から令和 8 年度（2026）までとし、総合計画における観光分野の基本計画として、本市の観光振興の方向性を示すとともに、市民・観光事業者、観光関連団体、経済界、行政の協働のもと、魅力的な観光都市づくりを推進するための指針を定めている。

●小樽観光の目指すべき姿

ホンモノの小樽とふれあう

— 観光客と市民がふれあい、新しい発見があり、また来たいと思える街 —

●方向性の概念



●主要施策

(1) 小樽の魅力を深める

- ・ キャンペーン等各種情報発信の強化
- ・ 小樽の“四季”の魅力発信
- ・ 歴史・文化・芸術の体験プログラムの構築
- ・ 小樽に点在する観光資源のニーズを捉えた磨き上げと発掘
- ・ 観光客が快適に過ごせる環境整備
- ・ 日本遺産認定に向けた活動の推進
- ・ 滞在型観光に向けたプランの拡充
- ・ ロケ地誘致活動の推進
- ・ 小樽の“山”の知られざる魅力の発信
- ・ 水辺を生かした誘客活動の推進

(2) 小樽の魅力を広げる

- ・ 地域 DMO 構築を視野に入れたアプローチ
- ・ 広域的な観光圏の形成

(3) 小樽の魅力を共有する

- ・ 外国人観光客との相互理解
- ・ 観光への意識を高める活動の推進
- ・ 教育カリキュラム編成に向けた提案
- ・ 市民が観光客とふれあう機会の提供

（７）第２次小樽市文化芸術振興基本計画

第２次小樽市文化芸術振興基本計画は、本市の歴史と文化に誇りを持ちながら、市民誰もが生涯にわたり文化芸術に親しみ、創作、発表、鑑賞する機会に恵まれた潤いのある社会を創ることで、小樽らしい文化芸術を次世代に受け継ぎ、豊かな郷土文化を礎にした「文化の香り高いまちおたる」を創造していくことを目的としている。

計画期間を令和元年度（2019）から令和 10 年度（2028）までとし、本市の文化芸術振興施策の総合的な推進に向けた計画として策定している。

●基本的な考え方

豊かな郷土文化を礎にした「文化の香り高いまちおたる」を創造する。

●基本理念

- (1) 地域の文化芸術活動者は、地域文化振興の指導者であり、かつ、地域社会の宝であることから、人材の育成に努めるとともに、活動者の地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう配慮します。
- (2) 市民が多様な文化芸術を享受し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう環境の整備を図ります。
- (3) 表現の自由を保障し、多様な文化芸術の保護及び発展を図ります。
- (4) 優れた文化芸術活動が文化芸術の普及向上に重要な役割を果たすことから、市民の文化芸術活動の水準をより一層向上させるため、文化芸術に係る交流及び貢献の推進を図ります。

基本方針

- (1) 文化芸術活動の推進を図ること
- (2) 文化芸術に係る施設の整備を図ること
- (3) 歴史的文化遺産等の保全及び活用を図ること

●基本項目

- (1) 芸術鑑賞等広く市民が文化芸術に接し、参加する多様な機会の充実
- (2) 青少年、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の育成及び支援
- (3) 学校教育における文化芸術活動に対する支援
- (4) 文化芸術に係る国際交流及び国内の各地域や各種団体との交流・連携の促進
- (5) 文化芸術に係る施設の整備及び充実
- (6) 地域の歴史的文化遺産の保全と活用及び文化芸術に配慮したまちづくりの推進
- (7) 前各項目に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要な事項

（８）小樽市教育推進計画

小樽市教育推進計画は、近年の社会情勢の変化を踏まえ、今後の 10 年間ににおける施策の方向性を明らかにするとともに、教育施策を総合的かつ体系的に推進していくことを目的としている。計画期間を令和元年度（2019）から令和 10 年度（2028）までとし、これまで以上に重要な学校教育と社会教育を一本化した包括的な計画として策定している。

●基本理念

【基本理念】 主体的に学び 小樽の未来を創る 心豊かな人づくり

- ・ 変化の激しいこれからの社会において、生涯を通じて主体的に学び、自らの個性や能力を伸ばすことができる人を育みます。
- ・ 郷土に誇りと愛着を持ちながら、広い視野を持って、小樽の魅力をさらに高めていくことができる人を育みます。
- ・ 思いやりと感謝の気持ちを持ち、様々な人々と協働し支え合いながら自らを高めていくことができる人を育みます。

●目標と施策項目

目標 1 未来を創る力の育成

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1 確かな学力の育成 | 2 特別支援教育の充実 | 3 国際理解教育の充実 |
| 4 理数教育の充実 | 5 情報教育の充実 | 6 キャリア教育の充実 |

目標 2 豊かな心の育成

- | | | |
|-------------------------|--------------------|-----------|
| 7 道徳教育の充実 | 8 <u>ふるさと教育の充実</u> | 9 読書活動の推進 |
| 10 体験活動の推進 | 11 コミュニケーション能力の育成 | |
| 12 いじめの防止や不登校児童生徒の支援の充実 | | |

目標 3 健やかな体の育成

- | | | |
|---------------|----------|------------|
| 13 体力・運動能力の向上 | 14 食育の推進 | 15 健康教育の充実 |
|---------------|----------|------------|

目標 4 家庭・地域との連携・協働の推進

- | | |
|--------------|-------------------|
| 16 家庭教育支援の充実 | 17 学校と地域の連携・協働の推進 |
|--------------|-------------------|

目標 5 学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現

- | | |
|-------------------|---------------|
| 18 学校段階間の連携・接続の推進 | 19 教育環境の整備・充実 |
| 20 教職員の資質・能力の向上 | 21 学校運営の改善 |
| 22 学校安全教育の充実 | |

目標6 生涯各期における学習機会の充実

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 23 「学び」と「活動」の循環の促進 | 24 生涯各期における学習機会の充実 |
| 25 図書館の利活用の促進 | 26 総合博物館の利活用の促進 |
| 27 文学館・美術館の利活用の促進 | |

目標7 文化芸術の振興と文化遺産の保存活用

- 28 文化芸術活動への支援と市民参加
- 29 文化財などの文化遺産の保存と活用

目標8 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| 30 生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及と市民体力の向上 | |
| 31 スポーツ団体との連携と競技力の向上 | 32 体育施設の整備と利用促進 |

（９）第２次小樽市環境基本計画

第２次小樽市環境基本計画は、小樽市環境基本条例の第３条に掲げる環境の保全及び創造に関する四つの基本理念の実現に向け、本市の目指すべき環境の将来像や目標を示し、様々な環境問題、そして、顕在化する気候変動の影響に対応するため、地域気候変動適応計画を内包した総合的な環境施策を計画的に推進することを目的としている。

計画期間を令和７年度（２０２５）から令和１２年度（２０３０）までとし、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境行政のマスタートプランを策定している。

●望ましい環境像

みんなで学ぶ 豊かな自然と歴史と文化

未来につなぐ 地球にやさしい美しいまち 小樽

●計画の基本目標

- 【１ 地球環境】 ゼロカーボンシティの実現と気候変動に適応するまち
- 【２ 自然環境】 豊かな自然と共生し、身近に自然の恵みを感じられるまち
- 【３ 廃棄物・資源循環】 循環型社会を形成し、限りある資源を大切にするまち
- 【４ 社会環境】 歴史・文化が自然と融合した美しいまち
- 【５ 生活環境】 良好な生活環境を維持し、快適で安心して暮らせるまち
- 【６ 環境学習・環境活動】 学びの機会があり、市民・事業者・市が協働して環境保全に取り組むまち

（１０）重要文化財（建造物）旧日本郵船株式会社小樽支店保存活用計画

重要文化財（建造物）旧日本郵船株式会社小樽支店保存活用計画は、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（文化庁）に準じて、旧日本郵船株式会社小樽支店の保存活用に係る現状と課題を把握し、リニューアルオープンに向けた活用の方向性を示すとともに、計画区域における重要文化財建造物等の保存と活用の円滑な促進や、公開活用上の諸手続きの明確化を目的としている。

計画期間は令和6年（2024）から令和10年（2028）までの5年間とし、保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画などを定めている。

●基本方針

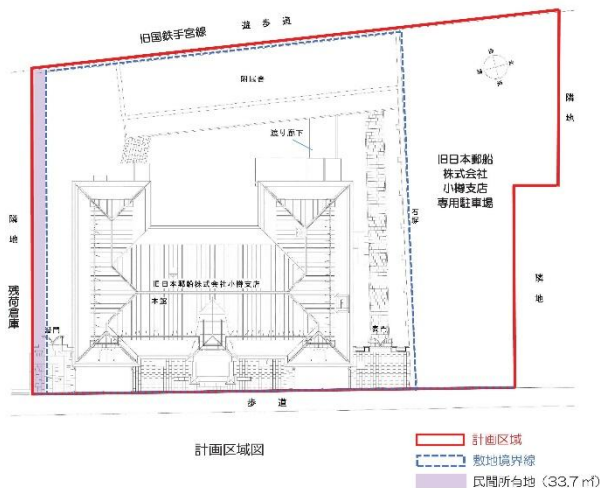
旧日本郵船株式会社小樽支店は、船会社として使われていた創建時の姿を公開する文化財建造物である。この貴重な国民の財産を適切に保存管理するとともに、多様な価値を活かすことで理解を深め、さらにその魅力を楽しむことで、文化財建造物を未来に継承することの大切さを感じることができるよう、保存と活用に取り組む。



旧日本郵船株式会社小樽支店
（重要文化財）

●計画区域（右図）

計画区域は、重要文化財として指定されている旧日本郵船株式会社小樽支店（本館）や附として指定されている石堀、表門、潜門が所在する敷地を主体とし、附属舎や北側に隣接する専用駐車場等を含めた範囲としている。



●計画の構成

旧日本郵船株式会社小樽支店の保存管理や活用整備、安全性確保等についての現状、課題及び方策等を文化庁の「保存活用標準計画の作成要領」に示された標準的な区分で体系的に示し、本建物を恒久的に保存継承するための計画としている。

●管理体制

所有者である小樽市を管理の主体とし、小樽市教育委員会が担当部局として管理等の対応を行い、建造物の維持管理及び運営業務については、学芸部門を除き、指定管理者制度を活用することとしている。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保全・活用に関する方針

- ① 歴史的建造物の所有者や管理者と連携し、損傷個所の早期発見に努め、老朽化や耐震性の低い建造物については、改善に向けた必要な手法を検討するとともに、建造物所有者の負担を軽減するため、各種支援制度の情報収集に努め、その活用により、技術的・経済的支援を行うものとする。また、未指定の歴史的建造物については、必要に応じた調査を実施し、重要な建造物は指定等を検討するとともに、広く市民へ周知し価値を共有する。
- ② 歴史的建造物を良好な状態で次世代に継承するため、専門家からの意見及び助言を踏まえ、適切な修理及び保存の手法について、最新の調査研究の情報収集に努め、所有者や管理者と共有する。
- ③ 歴史的建造物の保全・活用に向けた参考事例に関する情報収集に努め、所有者等と共有し、保全・活用の手法などを周知することにより、歴史的建造物をもつ価値や魅力を伝えるとともに、建造物所有者の保全に対する意識を醸成する。
- ④ 歴史的建造物の保全や活用に関する情報発信や相談体制の充実のほか、歴史的建造物の価値及び魅力を伝える啓発事業の実施により、幅広い世代に対して、保全意識や活用意欲の高揚を図る。
- ⑤ 歴史的建造物については、観光資源としてその特性を生かした利活用を推進するとともに、価値や魅力を伝え、訪問エリアの拡充や滞在時間の延伸など、来訪者の満足度の向上を図り、観光振興への寄与につなげ、持続的な活用を図る。

(2) 歴史的なまちなみ・景観に関する方針

- ① 歴史的なまちなみを形成する歴史的建造物を保全するため、各種支援制度を活用した技術的・経済的支援を行うとともに、まちなみの連続性を確保するため、建築物の新築等に対する修景事業を検討する。
- ② 法令に基づく規制のほか、歴史的なまちなみの価値及び魅力の周知とともに、景観に関する啓発事業を実施することにより、市民や事業者等に対して景観保全への理解を求める。
- ③ 歴史的建造物のライトアップや歴史的建造物周辺の散策路や緑地の維持保全などにより歴史的建造物と周辺環境に一体感を持たせ、まちなみの魅力向上を図るとともに、回遊性を向上させることにより賑わいを創出する。
- ④ 小樽市景観計画に定めた景観形成の基本方針や考え方に基づく景観誘導を行うとともに、さらに地域性に配慮した景観誘導を行うため、小樽市景観計画の改定を検討する。また、歴史的なまちなみの中で行われる伝統的な活動への影響がないように配慮する。

- ⑤ 歴史的なまちなみや小樽らしい景観の魅力を高めるため、周遊性や滞在性を向上させる環境整備を推進するとともに、景観への意識啓発や地域特性を踏まえた景観誘導を行い、来訪者の観光体験の質向上と持続的なにぎわいの創出を図る。

（３）歴史や伝統を反映した人々の活動の継承と活性化に関する方針

- ① 学校教育等を通じて若年層が伝統行事や民俗芸能の活動に触れる機会を創出するとともに世代間の交流を促進する。また、活動に関する情報発信を行うことにより、市民の郷土に対する誇りと愛着を醸成し、伝統行事や民俗芸能の後継者の育成を図る。
- ② 伝統的な活動を公開する機会を増やすため、地域のイベントで積極的に紹介するほか、デジタル技術を活用した情報発信を行い、市民の保存意識の醸成とともに、伝統行事や民俗芸能の保護団体が行う継承活動の活性化を図る。
- ③ 伝統的な活動の公開に必要な衣装や用具などの維持管理に対し、経済的支援を行うとともに、専門家からの意見及び助言を踏まえ、継承活動の負担軽減を図る。
- ④ 複数の民間活動団体による連携や情報共有を促進するため、各活動の情報発信を行うことなどにより、それぞれの活動に相乗効果をもたらし、活性化を図る。

（４）歴史文化資源に係る資料の整理及び情報発信に関する方針

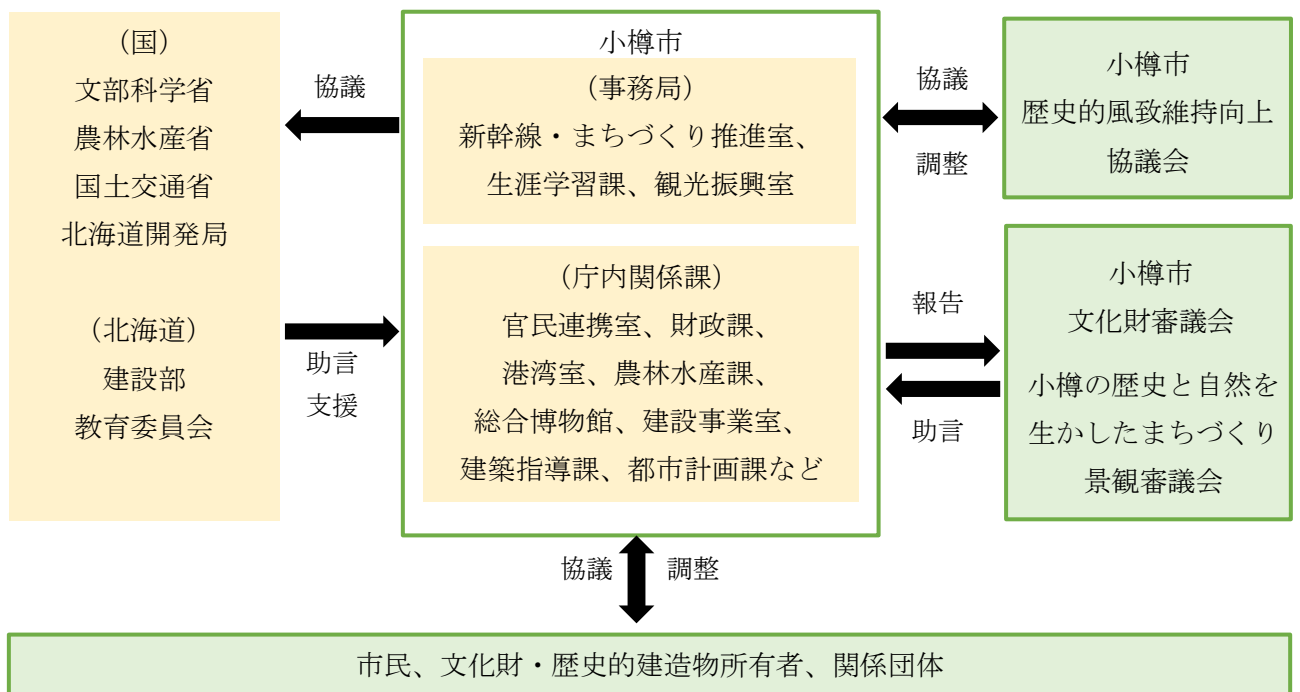
- ① 歴史文化資源に係る資料の整理及び保存を適切に行うとともに、デジタル化を推進し、市民等に対する情報発信の充実を図り、まちづくりへの活用を検討する。
- ② 歴史文化資源に関する資料や情報はわかりやすく魅力的なものとなるように工夫するとともに、広く情報提供を行うため、デジタル技術を活用した情報発信を検討する。
- ③ 歴史的風致を形成する建造物や活動について、ストーリー性のある情報発信を行うため、市WEBサイトやSNSなどの充実を図ることで、市民や来訪者が歴史的風致に親しむ機会を提供するなど、歴史的風致の認識を高めていく取組を進める。
- ④ 市指定歴史的建造物に設置した5か国語対応の説明板の維持管理を行うほか、市WEBサイトやSNSなどで日本遺産ストーリー及びその構成文化財に関する外国人にも伝わる解説文などの魅力的なコンテンツを提供する。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

小樽市の歴史的風致を維持及び向上していくための各種事業や取組を、事務局の新幹線・まちづくり推進室、生涯学習課、観光振興室を中心とし、関係各課と連絡調整を図りながら、効率的な事業推進を図ることとする。

また、「小樽市歴史的風致維持向上協議会」をはじめ、小樽市文化財審議会及び小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観審議会との協力や北海道などの関係機関との調整を行い、計画の実現を図る。

なお、計画認定後についても「小樽市歴史的風致維持向上協議会」や市の庁内関係課による会議を定期的に行い、計画の進捗や見直し等について協議し、歴史まちづくりの推進に向けて取り組んでいくものとする。



歴史的風致維持向上計画の実施体制

